

自動車産業における 型取引の適正化に向けて

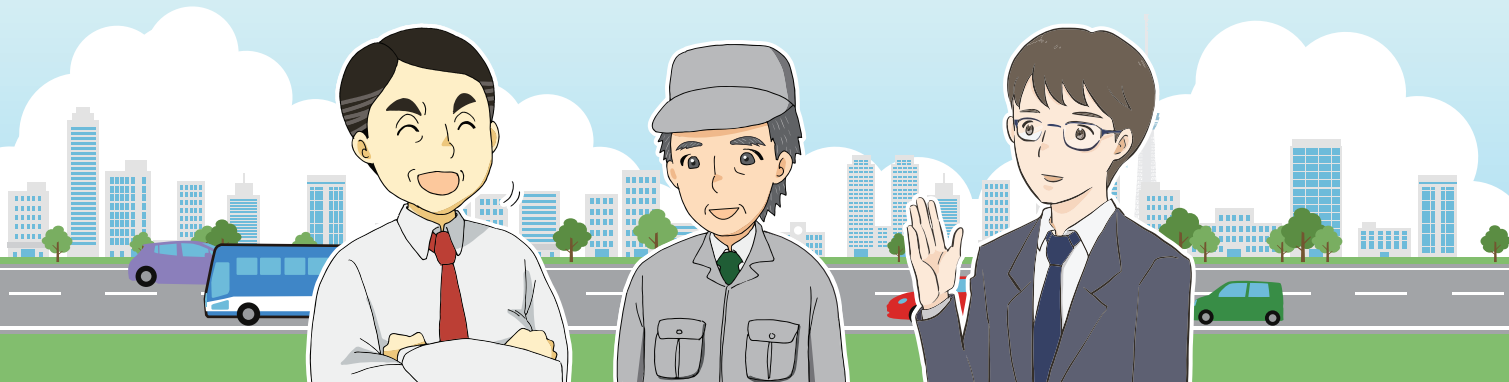
型取引の適正化推進協議会報告書の要点解説

「型取引の適正化推進協議会報告書」とは？

型取引の適正化を目指し、経済産業省が立ち上げた「型取引の適正化推進協議会」が、型取引の適正化に向けた基本的な考え方及び基本原則を報告書にまとめ、2019年12月に公表したものです。

本報告書のポイントは？

- ①型の取引条件の曖昧さを廃し、協議・取決め事項の書面化を徹底
- ②型製作相当費等につき、型の引渡し時までの一括払い、資金繰りに課題のある受注企業などから要望があれば支払い時期の前倒しに取組む
- ③不要な型の廃棄等を進め、発注側企業が保管を指示した型の保管費用を負担
- ④型の廃棄・返却、保管費用項目の目安に基づく取組の推進
- ⑤知的財産・ノウハウ保護に必要な取決めの書面化と適正な対価支払いを徹底
- ⑥国・産業界・企業がそれぞれ、型取引の適正化に向けた取組を継続



自動車産業における型取引の適正化に向けて

型は、自動車産業をはじめとする組み立て産業を基礎から支える「縁の下の力持ち」ともいえます。

近年、製造拠点の海外進出や国際市況の変動等を受け、国内の生産活動の縮小を背景として、金型出荷額は減少傾向となる中、型取引をめぐる課題が目立つようになってきました。

「型取引の適正化推進協議会報告書(以下報告書)」は、このような課題を踏まえ、型取引を適正化するために公表されました。

製品の発注側企業と受注側企業の双方が、型の取扱いについて共通の認識を持った上で、型代金相当額等の支払い、型の保管・廃棄を行い、ひいてはサプライチェーン全体の競争力強化に資するよう、報告書を踏まえた型取引の適正化に取り組みましょう。

報告書で挙げる5つの課題

報告書では、型取引の適正化に関し、以下の5つの課題があるとしています。まずは、5つの課題の存在を認識しましょう。

型取引適正化に係る5つの課題

- ① 型の取扱いにつき、取引条件が曖昧なまま取引が行われている
- ② 受注側企業に型代金の資金繰り負担が偏る傾向がある
- ③ 適正対価を伴わずに受注側企業が型の長期保管を強いられている
- ④ 型の廃棄・返却保管費用項目など型管理の適正化に係る目安が存在しない
- ⑤ 型の製作技術・ノウハウが流出するケースが存在



それぞれの課題についての概要は次の通りです。

課題	内容
1 型に関する取引条件の曖昧さ	<ul style="list-style-type: none"> ・型の取扱いについて、取引条件が曖昧なままで取引が行われている。(例:型の所有権の帰属、支払方法、支払期日、検収内容、型の廃棄・保管、費用負担等) ・型取引の特性上、型の微調整、型の保管等を事前に見積りにくい ため、これらを書面で明確にすることなく取引が行われる傾向。
2 受注側企業による型代金の資金繰り負担	<ul style="list-style-type: none"> ・受注側企業から型製作企業へは型代金が一括払いされる一方、発注側企業から受注側企業の支払いは24か月分割払いや部品代への上乗せ払いがあり、受注側企業に資金繰り負担が偏る傾向。
3 適正対価を伴わない受注側企業による型の長期保管	<ul style="list-style-type: none"> ・量産終了後も、発注側企業から保管期間を明示されないまま、受注側企業が長期間の保管を強いられる傾向。 ・受注側企業が保管する際にも、保管費が支払われないか、支払われたとしても実費相当額になっていない。
4 型の廃棄・返却、保管費用項目の目安の不存在	<ul style="list-style-type: none"> ・製品の量産終了後の型の保管期間等、相対の交渉の出発点にできるメルクマールや、型の廃棄に係る具体的な手順・ステップなどの型管理の適正化に係る「目安」が不存在。
5 型の製作技術・ノウハウ流出	<ul style="list-style-type: none"> ・発注側企業から、製品だけでなく型や型の図面まで提供を求められるケースが存在。 ・その型や図面を用いて、海外企業等へ生産を切り替えられることもある。



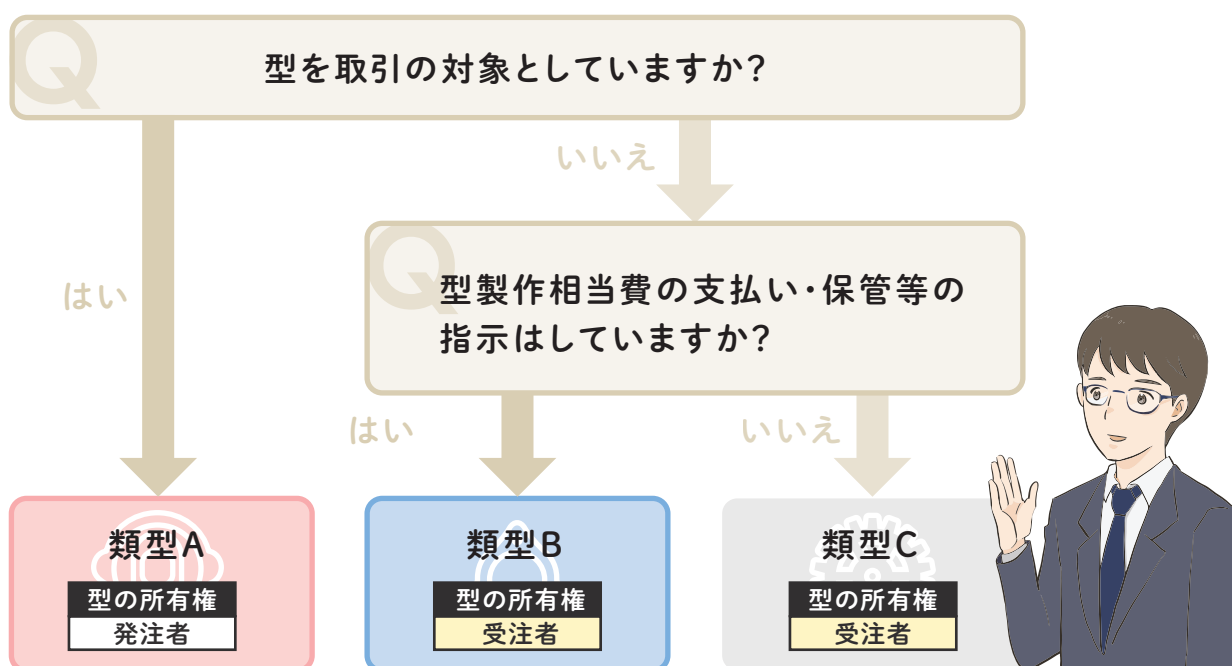
型取引の3類型

型に関する取引形態は、業種や業態によって様々です。

そこで、以下のとおり型取引を3つの類型に分け、その類型ごとに、5つの課題に対応するための基本的な考え方や基本原則を示しています。

類型	場面	具体的内容
A	型も取引対象 (請負等)とする場合	<ul style="list-style-type: none"> 型のみ又は製品と型の双方を発注 型の所有権は発注側企業
B	取引対象は製品であるものの、型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 発注対象は製品のみ 発注側企業は型の対価ではなく型製作相当費を支払い 型の所有権は受注側企業 部品への指示を通じ、事実上、発注側企業が型の廃棄・保管等を指示
C	上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none"> 発注対象は製品のみ 発注側企業は型製作相当費を支払わず、製作・保管等の指示も全く行わない 型の所有権は受注側企業 受注側企業の判断で型を管理

どの類型に当たるかを判断するには、以下のチャートもご利用ください。



このパンフレットでは、自動車産業に多くみられる型取引である「類型A」及び「類型B」についての基本原則を取り上げます。

報告書が示す基本原則 (型取引「類型A」および「類型B」)

報告書では、型取引の類型AおよびBについて、以下のとおり、5つの課題に対応するための基本原則を示しています。

課題 1

型に関する取引条件の曖昧さ

基本原則

取り決め事項の事前協議と書面化の徹底

- 発注側企業は、部品の取引を開始する際、型の取扱いを決定し、決定内容を書面化してください。
- 事後的に部品に対する指示をする場合も、両者の合意の上、必ず書面で指示を行ってください。
- 書面化すべき事項の例



類型A (型の取引)

- ☑ 型の発注内容
- ☑ 所有権の所在
- ☑ 型代金(支払方法・期日等)
- ☑ 型の貸与及び貸与条件、貸与期間、返却・廃棄・保管費用に関する事項



類型B (製品の取引)

- ☑ 所有権の所在
- ☑ 型製作相当費(支払方法・期日等)
- ☑ 量産期間・補給部品切替後における受注側企業の所有する型に対する制限内容・費用負担

必ず書面に残すことが大切です。



課題 2

受注側企業による型代金の資金繰り負担

基本原則

資金繰りに課題のある企業に対する一括払いや支払時期の前倒し

- 型代金、型製作相当費の支払方法及び支払期日を、事前に協議して定めてください。
- 資金繰りの課題を抱えている受注側企業に対しては、要望に応じて、一括払いや前払いなど、製作工程に合わせてできるだけ早期に払うことが望まれます。

資金繰りに配慮してもらえると助かります。



課題
3

適正対価を伴わない受注側企業による型の長期保管

基本
原則

不要な型の廃棄

- あらかじめ受注側企業と協議し、型に係る廃棄の取扱いを定めてください。
- 当該取扱いに則り、受注側企業からの申請・要請・問い合わせ等があれば、速やかに型の廃棄の可否について判断し、書面で通知してください。
- 発注側企業は製品の廃番通知の情報共有を徹底、受注側企業も、保管する型と製品の関連付けを整理し、型台帳の整備や保管場所の整理を行ってください。

基本
原則

発注側企業による型の保管に要する費用の支払い

- 発注側企業が保管を指示する場合は、発注側企業が型の保管に要する費用を支払ってください。
- とりわけ、量産終了後に保管を指示する場合は、発注側企業が型の保管に要する費用を支払ってください。
- 型の廃棄に当たり、部品の残置生産を指示する場合は、必要な費用(製品代金、製品の保管費用等)を支払ってください。

製品の廃番通知を送りますので型の廃棄をお願いします。



課題
4

型の廃棄・返却、保管費用項目の目安の不存在

基本
原則

- 量産期間から補給期間への移行を明確化
- 型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡
- 量産終了から一定年数経過後の型の廃棄を前提とした協議

- 不要な型の廃棄に当たり、自動車産業においては、以下の目安を踏まえた手続きを実施してください。(詳細は「自動車関連産業分野における目安」参照)。

- 自動車メーカーは量産終了の連絡を遅滞なく行い、部品メーカーはこれを速やかに取引先に展開してください。
- 型の廃棄保管に関する定期的な協議・連絡を行ってください。
- 量産終了から遅くとも15年(自動車産業の目安)を経過した製品に係る型は、廃棄を前提に当事者間で協議してください。

量産終了後15年目なので、型の廃棄について協議しましょう。

基本
原則

型の保管費用に関する協議

- 「型保管費用算出項目」を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めてください。



基本
原則

- 秘密保持契約を含めた取り決めを書面化
- 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い

- 型について、発注側企業・受注側企業・金型製作企業等の中で、秘密保持契約を含めた型の図面やデータに関する取り決めを書面化してください。
- 発注側企業が、図面やデータが必要な場合には、適正な対価を支払ってください。
- 受注側企業・型製作企業においても、発注側企業より受領した部品図面等の情報を漏洩してはなりません。
- 発注側企業は、加工条件、歩留まり向上策、不良品対策などに関する受注側企業の知的財産を侵害しないよう、留意してください。
- 金型設計図面等の無償提供要請は、優越的地位の濫用として問題となる場合があります。

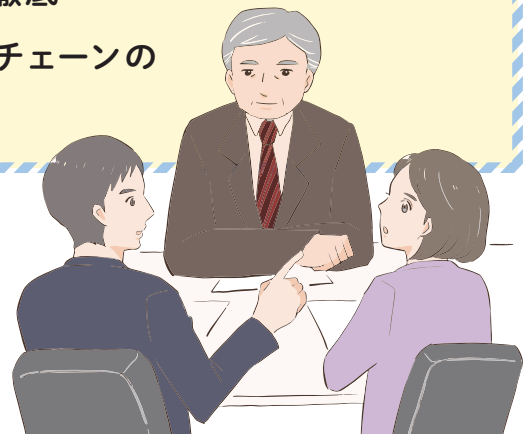
図面やデータの扱いは十分な協議を行いましょう。



国、産業界等が行う環境整備

報告書における型取引の基本的な考え方や基本原則に基づく取引が、型取引についての新しい規範となり、型取引の適正化が推進されていくよう、令和2年度から3か年を型取引適正化の徹底推進期間と位置づけ、国、産業界、企業が、それぞれ以下の取組を進めていきます。

- ① 振興基準、業種別ガイドライン、自主行動計画の改正
- ② 本報告書のきめ細やかな周知徹底
- ③ 型取引適正化に向けたPDCAサイクルの徹底
- ④ 発注側企業自身の取組の効果をサプライチェーンの下層に浸透させる取組み



参考：自動車関連産業分野における型保管・管理の目安

1. 型の廃棄・返却

(1) 基本的考え方

型の適正な管理の推進は、長期的な時間軸における生産手段の切り替えにかかる問題であることを踏まえ、特に補給期間への移行後から最終的な生産終了に至るまでについてサプライチェーン全体で連携を密にし、一貫した取組を進めていく。こうした取組を通じ、不要な型の廃棄・返却の促進とともに、将来にわたり、「供給責任」の適切な履行やサプライチェーン全体の持続可能性に寄与していく。

(2) 手続的目安

◇量産期間から補給期間への移行の明確化

「量産期間」・「補給期間」がサプライチェーン全体で明確となるよう、セットメーカーは、量産終了にかかる連絡を遅滞なく発出する。部品メーカーは、連絡を受け取り次第、速やかに取引先に展開する。

※量産終了に類似する状況（生産量が中長期的に継続して一定程度以上減少する場合など）も含む。

※量産にかかる契約締結時に、量産予定年数・予定個数等もあらかじめ明確化しておくことが推奨される。

◇型の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡

「補給期間」における型の保管又はその型に対応する部品に関する費用負担等の具体的見通し、型の廃棄・返却の基準又は廃止品番の通知方法、申請方法等の諸条件について、「補給期間」移行後速やかに書面等により明確化し、当事者間の共通認識を形成する。

なお、「補給期間」移行直後において生産変動の不透明性が高く将来的な明確化が適切である場合などにおいては、補給期間中の取引先からの協議要請に対し可及的速やかに対応するとともに、遅くとも3年以内に、定期的に当事者間で協議・連絡を行う。

その際には、双方とも、協議に必要となる情報について当事者間で十分に開示することとし、また、部品供給の効率性を高める見地から、一括生産などの選択肢も視野に、協議する。

※型の保管に関する「期間」について当事者間で一方から協議要請があった場合には、真摯に対応を行う。ただし、その対応にあたっては、協議要請をする者において、協議対象とする型とそれに対応する部品の品番を特定するものとする。

(3) 実体的目安

量産終了から遅くとも、15年を経過した製品に係る型については、廃棄を前提に当事者間で協議を行う。

※ただし、型の保管に関する諸条件等が書面等で明示されている場合は、この限りではない。

※協議に際しては、部品・車種の特性を加味する。

※なお、セットメーカーは、取引先からの要請を基本としつつ、取引先と連携の上、能動的・積極的に対応を進める。

※木型、樹脂型等の型については、協議の際、材質の特性も十分に踏まえる。

2. 保管費用の項目

型取引の適正化推進協議会報告書*の付属資料に掲げる項目を目安としつつ、協議に必要な情報を当事者間で十分に開示し、量産終了後からの保管費用を含めた諸条件を適切に定めること。

■一般社団法人 日本自動車工業会
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-1-30
日本自動車会館
<http://www.jama.or.jp/>

■一般社団法人 日本自動車部品工業会
〒108-0074 東京都港区高輪 1-16-15
自動車部品会館 5 階
<https://www.japia.or.jp/>

*型取引の適正化推進協議会報告書
についてはこちら

型協議会 報告書

検索